

令和2年2月13日

伊丹市議会議長

佐 藤 良 憲 様

請 願 者

住 所 伊丹市西台2-4-10

渡辺ビル3階

氏 名 新日本婦人の会 伊丹支部

支部長 淡本 潤子

紹 介 議 員 保 田 憲 司

紹 介 議 員 上 原 秀 樹

『選択的夫婦別姓の導入の一日も早い民法改正』を
国に求める意見書の提出を求める請願

新日本婦人の会は、1962年の創立以来、平和と女性の人権・地位向上をかかげ、ジェンダー平等の社会をめざして取り組んでいる国連NGOの女性団体です。

国連SDGs・17項目にもあるように、暮らしと平和・ジェンダー平等を求めるうねりが、世界中に広がっています。今年は国連第4回世界女性会議（北京）から25年となり、世界中で女性差別撤廃の進捗状況、到達と課題を明らかにし、前進させるための話し合いが行われます。

昨年末に発表された男女平等ランキング（世界フォーラム）では、日本は世界153カ国中、121位と、前年の110位から大きく順位を下げ、マスコミもこぞって報道しました。日本は特に政治分野で144位、経済分野で115位と遅れが際立っています。教育分野では高等教育機関への入学割合の格差が開き、前年の69位から91位と後退しました。世界中で経済が悪化している中、全体では男女平等格差の解消に向けて努力されているのに、残念なことに日本は逆行しています。その要因の一つに、法制度の遅れが指摘されています。

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められていません。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になり、結婚後も同じ姓を使いたいと願う女性は、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦同姓の強制は、間接的な女性差別であり、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が7割近くを占め、反対を上回っています。

世界で夫婦同姓を法律で義務付ける国は、日本だけです（2015年政府答弁）。国連女

性差別撤廃委員会は繰り返し、同姓強制は「条約違反」として、法改正を勧告しています。国は、別姓を選択する自由を認める選択的夫婦別姓の導入を求める声にこたえ、実現すべきです。

市議会においても、選択的夫婦別姓の民法改正へ、国に意見書を提出して下さるようお願いいたします。

請願項目

1. 選択的夫婦別姓制度の導入へ、民法改正を求める国への意見書を提出することを求めます